

特定震災特例経営強化指導計画の
履行状況報告書
【いわき信用組合】



平成27年12月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに

- | | |
|---|---------|
| 1. 経営指導の進捗状況 | 1 |
| (1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本
大震災からの復興に資する方策への指導 | |
| (2) 被災債権の管理及び回収に関する指導 | |
| 2. 経営指導体制の強化の進捗状況 | 6 |
| 3. 経営指導のための施策の進捗状況 | 7 |
| (1) 経営強化計画の進捗管理 | |
| (2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング | |
| (3) 監査機構による検証・助言 | |
| (4) 経営強化計画の実施に必要な措置 | |

【はじめに】

当会では、いわき信用組合が、東日本大震災により深刻な打撃を受けたいわき市をはじめ、相馬市、南相馬市などの被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、いわき信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

当会といたしましては、こうした資本増強により、いわき信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、いわき信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行っていくこととしております。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、月次でヒアリングを実施するなど、いわき信用組合が金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき策定した特定震災特例経営強化計画(以下「経営強化計画」という。)に掲げた各施策の実施状況及び実績を把握するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

具体的には、理事長をはじめとする経営陣及び各施策の担当役席者を対象としたヒアリングを実施し(平成27年11月末までに45回実施)、経営強化計画の「進捗状況確認表」等の各種資料に基づき同計画の実施状況を確認するとともに、当該実施状況を踏まえた課題や問題点の把握に努めております。

① 相談機能の強化等に関する方策への指導

当信用組合では、被災されたお取引先からの相談に適切に対応するために、市内の避難者に対して、定例訪問を実施しているほか、全営業店に「融資に係る相談窓口」を設置するなどして、相談機能の強化を図るとともに、相談事項を本部で一元管理するなどして連携を図り、適切かつ迅速な相談対応を行っております。

また、顧問契約を締結している中小企業診断士及び元(公社)いわき産学官ネットワーク協会プロジェクトマネージャーの2名の専門家による中小・零細事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施し、外部専門家によるコンサルティングを平成27年度は11月末時点で80件受け付けており、地域経済活性化に向けた創業・新事業支援等並びに事業改善・事業再生支援等に取り組んでおります。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、各種相談受付状況、内容及び対応などを確認し、相談機能の充実状況や積極的な取組みが継続されているかについて検証しております。

相談機能の強化等にかかる諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

② 震災復興に向けた新商品の開発・提供や外部機関との連携強化に関する方策への指導

当信用組合では、被災地のお取引先からの資金ニーズにきめ細かく対応した新商品の開発に継続して取り組むとともに、地方公共団体や地域の商工会議所・商工会との連携を強化し、復興事業への円滑な資金供与を実施しております。

被災者向けの商品については、平成24年4月に、事業再建に必要な資金として、原則担保不要でご利用いただける「ちいきの“力”5000・3000」を発売したほか、平成24年9月からは、業容の拡大や新分野への進出、雇用創出等を目的とした資金としてご利用いただける「エール」を発売し、平成27年11月末までに1,360件、20,582百万円の融資を実行しております。

また、復興事業に関しては、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」に採択された先などに対して平成27年11月末までに183件、4,942百万円の資金供与を行っております。

外部機関との連携強化にかかる諸施策については、平成24年11月に「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関の認定を受け、平成25年8月には金融機関以外の認定支援機関3者(福島県商工会連合会、中小企業診断士2者)と創業・新事業支援に係る覚書を締結し、平成27年11月末現在、認定支援機関による支援を要件とする「地域需要創造型等起業・創業促進事業」(創業補助金)をはじめとする各種補助金において、69件の申請支援(うち採択数23件)を行っております。また、いわき市が中心となり発足した「いわきものづくりビジネスフェア」実行委員会へ参画し、平成25年2月に実施された「自動車関連産業展」への取引先企業の出展支援を行ったほか、平成26年1月に開催された第2回いわきものづくりビジネスフェア「再生可能エネルギー関連産業展」には、取引先企業4社が出展、平成27年1月に開催された第3回いわきものづくりビジネスフェア「再生可能エネルギー・医療福祉関連産業展」に取引先4社が出展しております。

そのほか、政府系金融機関と協調した融資や代理貸付にも積極的に取り組んでおり、平成27年度につきましては、直接貸付・代理貸付・当信用組合協調融資にて合計8先で93百万円実行しております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、被災者向け商品の取扱状況や地方公共団体等の外部機関との連携状況などを確認し、地域の復興のための信用供与にかかる取組みについて検証しております。

震災復興に向けた新商品の開発・提供や外部機関との連携強化にかかる諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

当信用組合では、被災したお取引先の事業再生に資するため、定量面に加え、経営者の意欲等の定性面の実態把握により、早期の事業再生に向けた取組態勢を再構築するほか、ビジネスマッチングなど、お取引先の販路拡大等のための支援に取り組んでいます。会員同士の情報交換会を平成27年度は7月と11月に開催しているほか、会員相互の事業の活性化、業況拡大・好転を目的としたビジネスマッチング交流会を平成19年度より、これまで通算10回開催しております。また、より広域的な販路拡大を希望するお取引先も多いことから、信用組合のネットワーク等を通じ、首都圏等で開催される商談会・物産展等への出展支援を行っており、平成27年10月の「東日本大震災復興支援物産展」に4社、同年11月の「2015 しんくみ食のビジネスマッチング展」に9社の取引先が出展するなど、信用組合のネットワークを通じ、お取引の販路開拓をサポートしております。

このほか、平成24年7月には、当会営業店を通じて、当信用組合のお取引先紹介ガイドブック(12,000部)を東日本の57信用組合に配布したのに続き、平成25年10月にも経営者交流会「うるしの実クラブ」会員企業226先を掲載した冊子(20,000部)を会員企業へ配布したほか、市内の大規模商業施設に備え置きするなど、お取引先の販路拡大に向けた取組みをサポートしております。

また、お取引先の事業承継へのサポートとして、顧問契約を締結している2名の中小企業診断士等の専門家により相談対応を行っているほか、中小企業基盤整備機構主催の「事業承継支援会議」(平成25年7月開催)、「事業承継フォーラム」(平成26年12月開催)及び「事業引継ぎ支援セミナー」(平成27年11月開催)に当信用組合職員を派遣しており、引き続き、専門家や『事業引継ぎ支援センター』との連携を図りながら、事業承継に向けた支援に取り組むこととしております。

このほか、創業支援に向けた取組みとして、平成25年1月に、創業・新事業の専門家を講師とした「第1期いわしん創業塾」を開講して以来、これまで5期の創業塾を開講しており、現在までに10名の方が

当信用組合の創業・新事業支援資金「フロンティア」を利用し、起業しております。

また、いわき市及び双葉郡地域の地域創生を金融面から後押しするために、平成27年10月に地域活性化ファンド「磐城国（いわきのくに）地域振興投資事業有限責任組合」を設立しております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、お取引先の事業再生・事業承継に向けた支援の状況把握を行うとともに、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組みを適切にサポートすべく、平成25年11月に「認定支援機関向け経営支援実務研修会」を開催し、当信用組合からも2名が参加しております。

さらに平成27年度は7月に（株）地域経済活性化支援機構による事業性評価等に係る説明会、10月に東北経済産業局による小規模事業者等の支援に関わる情報交換会を開催し、当信用組合もこれに参加しております。

今後も、ビジネスマッチング等の取組状況の把握を行うとともに、当信用組合の営業エリア外での販路拡大等に資するよう、他の信用組合が取り組むビジネスマッチング等との交流の機会を提供するなど、お取引先の事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

④ その他の施策に関する指導

当信用組合では、震災復興及び地域経済の活性化を目的に、福島県信用保証協会、いわき商工会議所及び福島県中小企業団体中央会との連携を深めております。福島県信用保証協会とは「ふくしま復興特別資金」を中心に推進を図っており、平成27年度には151件、1,522百万円を実行するなど、地域経済の再生と活性化に取り組んでおります。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、これらの取組みが、継続的かつ積極的に実施されているかについて検証しております。

震災からの復興に向けた取組みについては、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、指導・助言を行ってまいります。

(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、上記の月次ヒアリングにより、定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう取組状況を確認しており、時系列での債権管理を可能とする仕組みの構築や被災者への新たな金融支援の実施管理に向けた指導・助言を行っております。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期毎に実績報告を受けることとしており、平成27年9月末時点における被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行っております。

② 被災者に対する融資条件の弾力化等に関する方策への指導

当信用組合では、被災者に対する融資条件の弾力化及び積極的な融資への取組みを行っており、平成27年11月末時点で、事業性資金419先、58,231百万円(うち、震災の影響によるもの203先、22,804百万円)、住宅ローン113先、1,594百万円(うち、震災の影響によるもの68先、828百万円)の元本の据置や金利引き下げなどの返済条件の緩和を行っているほか、平成27年11月末現在で事業性2先240百万円について、約定弁済の一時停止を行っております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、上記貸出条件に対する弾力的な取扱いの実施状況の把握を行うとともに、被災者の状況に応じて適時・適切な対応が図られているかの確認を行っております。

被災者に対する融資条件の弾力化等にかかる諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 二重ローン問題等への対応に向けた方策への指導

当信用組合では、今般の震災及び原発事故の影響による二重ローン問題等への対応として、中小企業再生支援協議会等との連携、事業再生ファンド等の活用、私的整理ガイドラインに基づく債務整理等への相談などの取組みを進めております。

これらの取組みにより、平成27年12月までに、福島産業復興機構について、4先が支援決定済又は買取決定済、また、東日本大震災事業

者再生支援機構について6先が支援決定済み又は買取決定済、4先が相談中となっておりますほか、個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請については、平成27年12月末までに計8件(住宅ローン5件、消費者ローン3件)の相談を受け、そのうち3件について弁済計画案が成立しております。

なお、中小企業再生支援協議会について、平成26年5月まで5先について同協議会との協議を行い、うち1先について暫定リスクによる支援を実施、平成27年度は現在2先について協議中であります。今後につきましても、お取引先の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう、当機構との連携を図り、その活用を推進していくこととしております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、こうした各施策についての取組みが、被災者の個別事情に応じ、適時・適切な対応が図られていることを確認し、今後の活用に向け、各機関とも連携を図っていくよう指導・助言いたしました。

また、当会仙台支店において「東日本大震災事業者再生支援機構」と管内信組との意見交換会を、平成24年度中に2回開催し、活用に向けた取組みを支援しております。

今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、上記の月次ヒアリングにより指導・助言を行ってまいります。

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理にかかる所管部署を信組支援部経営指導監理課(課長以下信組支援担当計7名)とし、本部各部や当信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携してモニタリングや指導・助言を行うこととしており、平成24年2月以降、平成27年11月末までに計45回のヒアリングを実施しております。

なお、平成26年7月からは、信用組合に対するALM、リスク管理を含めた有価証券運用、収益力の強化におけるサポートについて、専門職員との更なる連携を図るため、当会理事長を本部長、専務理事を実施責任者とする「信組経営サポート企画本部」を同部内に設置し、更なる体制の充実と、経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

今後につきましても、各種ヒアリングの実施とともに、当信用組合から定期的に提出を受ける報告・資料の分析等を中心に、経営内容の把握、指導・

助言を行ってまいりますとともに、分析手法の精緻化、他金融機関の成功事例の研究などを進め、引き続き経営指導の充実・強化に努めてまいります。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、当信用組合より平成27年9月末基準の経営強化計画履行状況報告について、平成27年12月に受領し、同報告を精査のうえ進捗状況等の把握・分析を行いました。

当信用組合が経営強化計画に掲げた主要施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、当信用組合から定期的（月次、半期、年次）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

ア. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しているほか、月末時点の評価損益を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証しております。

また、平成24年1月以降、当会資金運用部による有価証券運用サポートを7回、トレーニーの受け入れを5回、財務企画部によるALMサポートを2回実施したほか、当会仙台支店において、「有価証券運用サポート会議」及び「バーゼルⅢフォローアップ説明会」を開催するなど、きめ細かな指導を行っております。

現時点において問題は見受けられないものの、今後も必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

イ. 半期モニタリング（与信リスク管理）

平成27年9月末における大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証しており、そのなかで、被災債権の管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析(自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等)にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

なお、平成27年3月期決算にかかる資料については、同年7月に提供しております。

② ヒアリング

経営強化計画の実施状況や被災債権の管理及び回収につきましては、経営指導監理課・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて経営指導監理課のコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取組みをサポートすることとしております。

ヒアリングは、原則として毎月実施(平成27年11月末までに計45回実施)し、経営強化計画の各施策の実施状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

また、施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

(3) 監査機構による検証・助言

当会は、当信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施することとしております。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク等の検証を通じて、経営改善に向けた助言を行っており、平成26年度は平成27年1月に実施しております。

今後も対応状況の確認及び整備改善にかかるフォローをしてまいります。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、当信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施することとしております。

① 融資推進、債権管理にかかる情報提供

当信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理にかかる取組事例を取りまとめ、上記の月次ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、当信用組合に情報提供しております。

また、平成27年1月に「職域型セールス」をメインテーマとした個人ローン推進会議及びしんくみ保証業務等説明会を当会仙台支店において開催し、当信用組合もこれに参加しております。

② 事業再生支援へのサポート

上記の月次ヒアリングにより、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組状況の把握を行っているほか、事業再生・事業継続支援への取組強化を目的として、平成25年4月に「資本金借入金研修会」、平成25年11月に「認定支援機関向け経営支援実務研修会」、平成26年9月と平成27年10月に「小規模事業者等の支援に係る情報交換会」、平成27年7月に「(株)地域経済活性化支援機構による事業性評価等に係る説明会」を開催し、当信用組合もこれらの研修会等に参加するなど、被災地における創業・事業再生支援に資する態勢の充実に努めております。

また、平成24年7月には、当会営業店を通じて、当信用組合のお取引先紹介ガイドブック(12,000部)を東日本の57信用組合に配布し、お取引先の販路拡大に向けた取組みをサポートしております。さらに、同年11月に「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関の認定を受け、平成25年8月には金融機関以外の認定支援機関3者(福島県商工会連合会、中小企業診断士2者)と創業・新事業支援に係る覚書を締結、平成27年11月末現在、認定支援機関による支援を要件とする「地域需要創造型等起業・創業促進事業」(創業補助金)をはじめとする各種補助金において、69件の申請支援(うち採択数23件)を行っております。

当会は、いわき市及び双葉郡地域の地域創生を金融面から後押しするため、当信用組合等と共同出資し、平成27年10月に、地域活性化ファンド「磐城国(いわきのくに)地域振興投資事業有限責任組合」を設立いたしました。

このほか、平成26年11月と平成27年11月に当会が全国信用組合中央協会並びに東京都信用組合協会と共催した「しんくみ食のビジネスマッチング展」に当信用組合を通じ9先の取引先が出展しております。

す。

今後は、当信用組合からの相談に応じ、他の信用組合が取り組むビジネスマッチング等との交流の機会を提供するなど、事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

③ しんくみ리카バリの活用

当信用組合のお取引先の再生支援に向けての取組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」の活用を検討してまいります。

④ 人材育成にかかる指導・助言

当会では、上記の月次ヒアリングにより、人材育成にかかる取組状況の把握を行っているほか、被災者支援手法への理解度の向上や、お客様への提言内容の多様化・高度化を図るため「東日本大震災事業者再生支援機構」と当会仙台支店管内信組との意見交換会を開催するなど、被災債権管理手法の定着に努めております。

また、経営の多様化・高度化に対応した人材育成を目的として、平成25年8月に「中小企業庁による各種制度及び日本政策金融公庫との業務連携にかかる説明会」、同年11月に「認定支援機関向け経営支援事務研修会」、12月に「自己資本比率規制に係る説明会」、平成26年5月に「不祥事件等に係る事例説明」、平成26年9月と平成27年10月に「小規模事業者等の支援に係る情報交換会」、平成27年7月には「事業性評価等に係る説明会」を開催し、認定支援機関として地域経済の活性化及び中小企業・小規模事業者の経営支援に資するべく取り組んでおり、人材育成にかかる指導・助言に努めております。

今後も、課題・問題点を把握し、必要に応じ、指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の斡旋など、当信用組合の要請に応じてサポートを行ってまいります。

⑤ 低利貸付の実施

当会では、被災地の信用組合の支援のために、日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取扱いを行っており、当該貸付の実施を通して、当信用組合が被災されたお取引先への積極的な貸出に応じられるようサポートしてまいります。

⑥ 当会子会社の保証付低利ローンの提供

当信用組合のお取引先支援に向けた取組みをサポートする観点から、当会子会社である全国しんくみ保証㈱が保証する被災者向け低利ローン商品を、当信用組合を通じて提供してまいります。

⑦ 当会代理貸付による各種対応

ア. 遅延利息の免除や弁済方法の変更

当信用組合の被災されたお取引先に対する金融面での支援をサポートする観点から、お取引先が当信用組合を通じて利用している代理貸付について、遅延利息を免除する取扱いを震災翌日から平成24年3月まで実施いたしました。

今後も、弁済方法変更の申し出について、期間延長や元本返済猶予等を含めて柔軟に対応してまいります。

イ. 特別代理貸付

当信用組合の被災されたお取引先に対する積極的な融資推進をサポートする観点から、当会では、通常より低い金利を適用した、「災害復旧資金特別代理貸付」(事業性資金・住宅資金)を、平成25年3月まで実施いたしました。

以 上